

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年5月18日

岩手県知事 達増 拓也 殿

岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第9地割65-1
岩手町商工会 会長 八戸 保彦

岩手県岩手郡岩手町大字五日市 10-44
岩手町 町長 佐々木 光司

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：花坂 広幸

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会がある岩手町は、東西 26.55 km、南北 27.10 km、県都盛岡市の中心部から北部約 30 km に位置し、北は二戸郡一戸町、東は葛巻町、南は盛岡市、西は八幡平市に隣接している。

町の中央部南北に国道 4 号、東北新幹線及びいわて銀河鉄道が縦貫し交通体系の主軸を形成しているほか、東部には国道 281 号が久慈平庭県立自然公園、陸中海岸国立公園へ連結している。

また、西部には主要地方道岩手平舘線、県道岩手西根線が国道 282 号及び東北縦貫自動車道西根インターチェンジ、松尾八幡平インターチェンジへ連結するなど、県北部地域における交通の要衝となっている。なお、地区としては、沼宮内、川口、一方井、水堀地区に分けることができる。

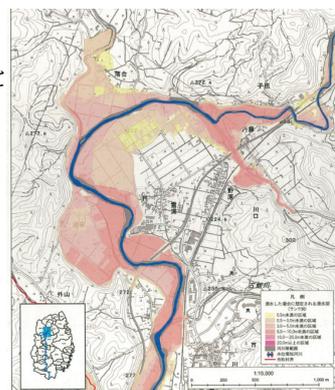
(1) 地域の災害等リスク

当会がある岩手町では自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から「岩手町防災マップ」等を作成し、将来、主に次のような災害の発生を想定している。

(洪水：「岩手町防災マップ」)

岩手町は、県の中央を北から南に流れる大動脈北上川の源泉地となっている。そのため、《過去における主な災害記録》からも読み取れる通り、台風、豪雨被害が多く、急激に水量が増えることで浸水地域が多く点在しており、住宅・土木被害が発生している。

その中でも、国道 4 号線に隣接する川口地区においては、最大で 10 m の浸水被害が予想されているほか、水堀地区、沼宮内地区などの商業地区などでは最大で 3 m の浸水被害が予想されている。また、一方井ダムがある一方井地区においては、巨大地震等により一方井ダムに異常があった場合に予測される水位として、最大で 4 m の浸水被害が予想されている。

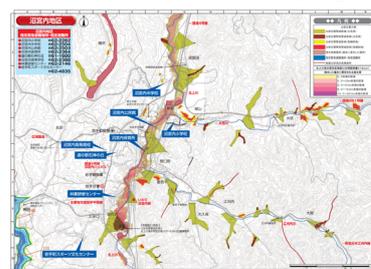


「防災マップ：川口地区」

(土砂災害：「岩手町防災マップ」)

岩手町は、西部を南北に走る奥羽山脈と東部の北上山地との接近する地帯で、東部の北上山地の近くに位置している。

そのため、飲食業などの商業施設が多く点在している沼宮内地区は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。また、川口地区の一部で、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがある。



「防災マップ：沼宮内地区」

(地震：地震調査研究本部「J-SHIS」)

当会がある岩手町に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については、雫石盆地西縁起震断層地震及び北上低地西縁断層地震を想定し、海溝型地震については平成 23 年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を想定している。

また、J-SHIS（地震ハザードステーション）の地震ハザードカルテによると、岩手町が 30 年以内に震度 5 弱以上の地震に見舞われる確率は 70.7% の確率で発生すると言われている。

□ 30年、50年地震ハザード			
超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5弱	70.7
		震度5強	25.1
		震度6弱	3.7
		震度6強	0.2
震度の値 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	3%	6弱(5.5)
		6%	5強(5.3)
	50年	2%	6弱(5.7)
		5%	6弱(5.5)
		10%	5強(5.4)
		39%	5強(5.0)
地表面最大速度の値[cm/s] 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表面最大速度の値です。	30年	3%	44.9
		6%	37.0
	50年	2%	59.1
		5%	47.8
		10%	39.6
		39%	24.0

「地震ハザードカルテ一部抜粋」

(感染症：岩手町ホームページ)

新型インフルエンザや新型コロナウイルスといった感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、季節性や流行性があり、ほとんどの人が感染症におけるウイルスに対し免疫を獲得していないため、大きな健康被害や、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

そのため、当会がある岩手町では、感染症を予防するため、飲食店や小売店等に対し、感染症対策補助金や給付金等による支援対策を行うことで蔓延防止を図っている。

(その他：「岩手町地域防災計画」)

岩手町は、西部を南北に走る奥羽山脈と東部の北上山地に挟まれているため概ね背地性の気候を呈し温度変化は大きく、水堀地区では、年平均気温が6℃～8℃で、多くの場合、冷害におそわれる高冷地帯である。

そのため、岩手県の南北に通っている国道4号線に隣接する地域であり、県北部地域における交通の要衝となっていることから、積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布に努めている。その他、水堀地区では、大雪により倒木等の停電被害が生じる恐れがある。

《過去における主な災害記録》

発生年月日	種別	災害内容
25. 9. 16	台 風	台風18号
28. 8. 26	豪 雨	大雨による住宅被害、
28. 8. 30	台 風	台風10号
29. 7. 23	豪 雨	大雨による土木被害
29. 8. 24	豪 雨	大雨による住宅被害
29. 10. 22～10. 23	台 風	台風21号
30. 5. 18～5. 19	豪 雨	大雨による土木被害
30. 10. 7	暴 風	暴風による倒木被害
1. 10. 12～10. 13	台 風	台風19号
2. 7. 11～7. 12	豪 雨	大雨による土木被害
2. 7. 31～8. 1	豪 雨	大雨による土木被害
3. 6. 14	降 雹	降雹による農作物等被害

(出典：「岩手町地域防災計画」より直近過去10年分を抜粋)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 420人
- ・小規模事業者数 342人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業数	建設業	65	61	町内に広く分散
	製造業	34	27	町内に広く分散
	卸・小売業	150	101	沼宮内地区を中心に町内に広く分散
	運輸業	10	10	町内に広く分散
	サービス業	161	143	沼宮内地区を中心に町内に広く分散
	合計	420	342	

(商工業者数及び小規模事業者数は、令和元年経済センサスより抜粋)

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

・地域防災計画の策定及び防災訓練の実施

岩手町の全域並びに住民の生命、身体及び財産を風水雪害、地震等の災害から保護するため、災害対策基本法第42条(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、岩手町防災会議において「岩手町地域防災計画」を策定している。

町内地域での発生が想定される災害に対して、各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災対策に万全を期するために必要な災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項のほか、住民や事業所の防災に対する役割を明らかにしながら、必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧における対応策について定めている。

・防災及び感染症等対策備品の備蓄

「岩手町地域防災計画」に基づき、災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるため、物資の備蓄計画(品目、数量、配置場所)を定めており、性別、性的マイノリティー(LGBT等)のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等(要配慮者)の多様なニーズに配慮する備蓄を行い、定期的な点検と更新を行っている。

・「岩手町新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定

平成26年3月に策定した「岩手町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症発生時において、町民生活に不可欠な行政サービスの提供と町民への感染拡大の防止及び感染予防の対策を図るため基本的な考え方を提示している。

2) 当会の取組

・災害時における会員被災状況の収集

これまで、平成23年東北地方太平洋沖地震を始め台風等の自然災害の際は、巡回等により会員事業者の被災状況の情報収集を行い、被害状況を当町並びに岩手県商工会連合会に報告している。

・事業者BCPに関する国の施策等の周知

国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」等のリーフレットが発行される都度、小規模事業者に配布することで、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。

・損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し、普及及び加入促進を行っている。

- ・岩手町が実施する防災訓練への参加及び協力

岩手町では、あらゆる自然災害発生時において適切な行動を促進するために、定期的に町民を巻き込んだ防災訓練をコミュニティごとを実施している。

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、専門知識やノウハウをもった人員が十分にいない状況である。

感染症対策においては、地域内小規模事業者等に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知してきたが、まだ浸透していない状況にある。

具体的には、以下の3つ項目が課題としてあげられる。

- ・事業者BCPの策定支援

事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する町全体の取組状況は、いまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する取組みも本格化しておらず、特に自力での取組みに限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

- ・策定支援スキルの向上

職員の事業者BCP策定及びリスクファイナンスに関する支援スキルが不足しており、職員の資質向上に加えて専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社との連携が必要である。

- ・応急対策に関する町と商工会の連携体制の整備

現状では、それぞれ事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が具現化されていない。

III 目標

「岩手町地域防災計画」に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や災害後の復旧等の対策について、町、当会が一つになって取り組むこととし、特に、町内小規模事業者等に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のために、次の取組みを実施する。

- ・町内小規模事業者等へのBCP策定支援の強化

地域内小規模事業者等に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

- ・被害の把握・報告ルートの確立

発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、町と当会の間における被害情報報告ルート及び情報共有ができる仕組みを構築する。

- ・速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな復興支援策が行えるようすること、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるようにするため、組織内における体制並びに関係機関との連携体制を平時から構築する。

- ・成果目標

町内小規模事業者等に対し、商工会における人員体制を考慮したうえで、小規模事業者に「事業継続力強化計画」の策定支援を推進し、年1事業所の「事業継続力強化計画」認定を目標にするとともに、毎年1事業者でも多くの認定企業を増やせるように策定支援を実施していく。

・行動実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地域内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識し、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	「事業継続力強化計画」策定希望事業者へ円滑に支援するため、職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	防災訓練への参加	年1回

・その他

環境の変化等による状況に応じて、本事業計画内容の見直しを図る。また、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岩手県商工労働観光部経営支援課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年6月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・岩手町と当会の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

岩手町	岩手町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催及び「事業継続力強化計画」策定支援、フォローアップ
本事業継続力強化支援計画策定に係る助言・指導	本事業継続力強化支援計画策定（「危機管理マニュアル」作成含む）
小規模事業者に対する災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
当該計画に係る（防災）訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

< 1. 事前の対策 >

岩手町で策定している「岩手町地域防災計画」及び平成26年3月に策定した「岩手町新型コロナウイルス等対策行動計画」に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

町内小規模事業者等に対するBCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組みを実施する。

・防災マップによるリスクの周知

巡回経営指導及び窓口相談業務の際に、防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組み、災害対策の重要性（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・広報等による啓発活動

当会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を周知していく。

また、感染症対策については、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することも周知する。さらに、感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

加えて、事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等も併せて周知する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会「危機管理マニュアル」の作成。(令和5年4月作成)

3) 関係団体等との連携

損害保険会社等に社員及び専門家の派遣を依頼し、地域内小規模事業者等を対象とした普及啓発セミナー、災害保険内容の紹介等を実施する。また、事業者BCP(即時に取組み可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について、指導及び助言を行うため、関係機関への普及啓発ポスターの掲示、啓発セミナー等の共催依頼を実施する。

感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施していく。

そのほか、当会職員に対して、BCP計画策定支援を強化するため、岩手県商工会連合会等が開催する研修等へ参加し、スキル向上を図っていく。

4) フォローアップ

町内小規模事業者等のBCP等取組み状況の把握、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、事業計画更新が的確に行われるよう定期的に巡回し、フォローアップを実施する。また、「岩手町事業継続力強化支援協議会」(構成員:町、当会職員等)を開催し、状況確認や改善点等について協議するほか、環境変化による状況に応じて、事業計画の見直しを実施していく。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害(震度5弱の地震)が発生したと仮定し、「岩手町地域防災計画」を基に連絡ルートの確認等を行うため、当会館防災訓練と合わせて年1回実施する。

実施時期	連絡ルートの確認
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	岩手町企画商工課商工観光担当

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助が第一とする。その上で、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動につなげる。

感染症においては、国内感染者発生後、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を促していく。さらに、感染症の流行や、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、「岩手町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき感染症対策を実施する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後3時間以内に職員の安否を報告

岩手町の地域防災計画、または当会の緊急連絡網に従い、それぞれ安否確認を実施する。

なお、安否確認の際には、①本人・家族の被災状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる状態かどうか についても、情報を集めることとする。

・安否確認の対象と連絡方法

団体名	安否確認の対象と連絡方法
岩手町企画商工課 担当者	【担当職員】 発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認
岩手町商工会	【職員】 ①携帯電話、②メール（ショートメール・Eメール等）、 ③SNS（LINE・メッセージ）等にて安否確認 【正副会長】 ①携帯電話、②メール（ショートメール・Eメール 等）③SNS（LINE・メッセージ）等にて確認 【役員】 2日以内に携帯電話にて確認 【会員】 5日以内に会員安否を、電話巡回等より確認

・安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

安否確認後、町、当会間で安否確認結果や近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について、情報の共有をしていく。

・安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
岩手町商工企画課	課長	課長補佐
岩手町商工会	事務局長	上席の経営指導員

・新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。また、管轄保健所による指導や国の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、感染症対策を実施していく。

さらに、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、「岩手町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき感染症対策を実施する。

2) 応急対策の方針決定

自然災害等による発災時には、町と当会との間で、安否確認や大まかな被害状況、被害規模に応じた応急対策の方針を決める。方針決定については、町と当会の2者間による協議で決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とすることや、実施に向けた役割分担・スケジュールを別途作成する。

また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害発生状況の場合は、出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

しかし、感染症に関しては、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、役割分担を別途決めることや当町で取りまとめた「岩手町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発言を行うとともに、交代勤務を検討するなどの体制維持に向けた対策を実施する。

・被害規模の目安と想定する応急対策の内容（主な判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、<u>比較的軽微な被害が発生している。</u> ・地域内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、<u>大きな被害が発生している。</u> ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、<u>交通網が遮断されており、確認ができない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務 ・復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、<u>比較的軽微な被害が発生している。</u> ・地域内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、<u>大きな被害が発生している。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に行わない

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回（10時・17時）共有
1週間～3週間	1日に1回（17時）共有
3週間～1ヶ月	1日に1回（17時）共有
1ヶ月以降	2日に1回（17時）共有

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

自然災害等による発災時に、地域内小規模事業者の被害情報を迅速に把握し、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築し、二次災害発生の恐れのある個所に対しては、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置につなげていく。

また、地域内小規模事業者に対し、被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定について、あらかじめ確認しておき、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行うことで、被害状況を把握していく。なお、把握した被害状況については、下記の「被害状況確認報告書様式」を作成し、町と情報を共有し、必要に応じて県や関係団体に報告する。

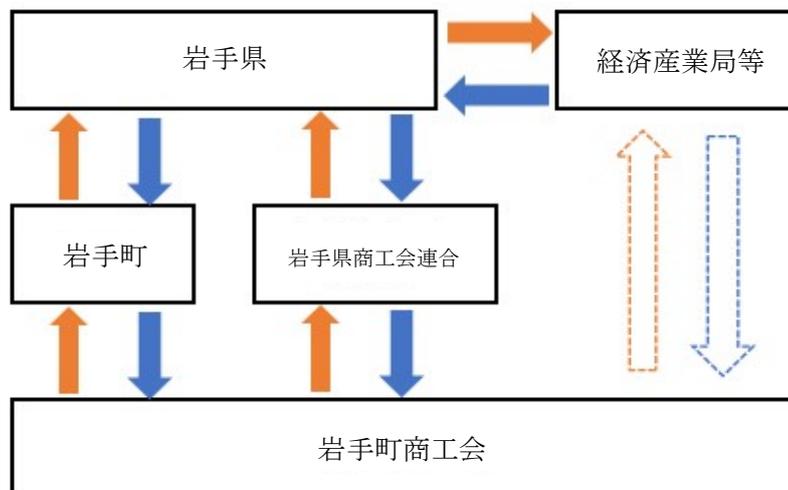
感染症が流行した場合は、国や県からの情報・方針に基づき、町と当会が共有した情報を県の指定する方法にて、町又は当会より県へ報告する。

・指示命令系統・連絡体制図

自然災害等による発災時に、地域内小規模事業者の被害情報を把握し、迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、指示命令系統は、「岩手町地域防災計画」及び当会「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

・連絡体制図（連絡ルートの簡易図）



・被害状況確認報告書様式

事業所名 例) ○○○商店	住所 例) ○○地区	業種 例) 小売業	被害額 例) ○○千円	被害状況 (建物・機械設備・商品など詳細に記載)

※被害額の算定の対象

当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。

- 1) 「非住家被害」… 事業用の建物の被害。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。
- 2) 「商工被害」… 建物以外の事業に関する被害。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

・共有した情報の報告方法

岩手町と当会が共有した情報については、当会は岩手県商工会連合会へ、町より県へ報告する。なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメール等で報告するとともに、必要に応じて商工会災害状況報告システムを活用する。

< 4. 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援 >

地域内小規模事業者等に対して次のとおり支援を実施する。

- ・ **相談窓口の開設方法**

相談窓口を開設する方法については、町と相談し、設置する。また、国や県から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

- ・ **相談窓口の設置場所**

安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

- ・ **相談窓口での確認事項**

地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

- ・ **有効な被災事業者施策の周知**

応急時に有効な被災事業者を対象にした補助制度等の施策（国や県、町の施策）について、地域内小規模事業者等へ周知する。

- ・ **感染症への対応**

感染症の場合は、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を実施していく。

< 5. 地域内小規模事業者に対する復興支援 >

地域内小規模事業者等に対して次のとおり支援を実施する。

- ・ **復興支援の方針**

岩手県及び町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施していく。

- ・ **被災規模が大きい場合の支援方法**

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会等に相談しながら依頼していく。

※その他

本事業計画は、当会のホームページ及び広報誌、各会合等において公表し、地域内小規模事業者等に対する防災・減災対策についての周知を広く実施していく。

また、本事業計画内容に変更が生じた場合は、速やかに岩手県商工労働観光部経営支援課へ報告する。

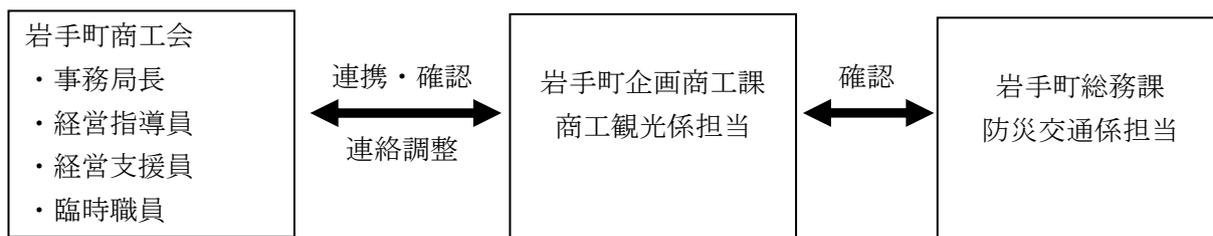
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年5月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 花坂 広幸、富田 昭彦 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

当会の経営指導員を中心として、本事業計画の具体的な取組みを実行するとともに、四半期ごとに、地域内小規模事業者等に対する災害リスクの周知状況や、事業者BCPの策定支援等の進捗状況を把握・管理していき、進捗状況を職員間で共有していく。

また、進捗状況の確認や事業計画の改善点等を協議するため、年1回、「岩手町事業継続力強化支援協議会」を開催していく。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

岩手町商工会

〒028-4303 岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第9地割65-1

TEL:0195-62-2760/FAX:0195-62-4844

E-mail: iwatemachi@shokokai.com

②関係市町村

岩手町企画商工課

〒028-4395 岩手県岩手郡岩手町大字五日市10-44

TEL:0195-62-2111 (代表電話) / FAX:0195-62-3104

E-mail: kikaku-2@town.iwate.iwate.jp

※その他

本事業計画内容に変更が生じた場合は、速やかに岩手県商工労働観光部経営支援課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ、チラシ作成費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、岩手町補助金、岩手県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

